

請 負 人 様

旭川市水道事業管理者 富 岡 賢 司

(上下水道部水道総務課担当)

旭川市水道局発注工事等の適正な履行について（通知）

この度、本市水道局（以下「局」という。）発注工事等の請負契約を締結するに当たって、請負人として守っていただく事項についてお知らせします。

本書をよく承知され、契約を適正に履行されるよう願います。

1 通知事項

(1) 関係法令及び国等の指導の遵守

（「建設産業における生産システム合理化指針」（別紙））

(2) 労働災害事故等の防止

(3) 雇用・労働条件の改善

（「公共工事設計労務単価（基準額）」（別紙））

(4) 労働時間の短縮

(5) 建設業退職金共済制度への加入促進

(6) 技術者の届出

(7) 一括下請負の禁止

(8) 下請負契約の適正化等

(9) 前払金の適正使用

(10) 建設業の許可に係る標識及び施工体制台帳の作成等

(11) 相談窓口の情報提供

1 関係法令及び  
国等の指導の遵  
守

契約の履行について建設業法、労働基準法等の関係法令を承知し、これらに反する行為のないよう留意してください。

また、国等の指導を守るとともに、特に平成3年2月5日に策定された「建設産業における生産システム合理化指針」は、建設行政の重要な指針ですので、この内容をよく承知し、守るようにしてください。（「建設産業における生産システム合理化指針」（別紙））

2 労働災害事故  
等の防止

(1) 労働災害事故の防止

北海道内における令和7年の建設業に係る死亡災害事故は15人であり、全産業における事故数48人の内の31.3%を占めており、依然として、全産業に占める割合は高い状態が続いています。建設業は危険な業種とのイメージの改善に向けて、労働災害の絶無を期してなお一層努力してください。

ア 局発注工事の請負人は、工事の安全施工について工事監督員と十分協議した上、下請負を含めた工事関係人に対する安全衛生教育・指導等の措置をとるほか、保安要員の適正な配置、地下埋設物の把握及び取扱いの注意、建設機械等の安全使用等工事の安全管理体制を強化、事故の絶無を期すること。

事故は着工1週間以内に発生する確率が高いので、早期に協議・指導・対策を徹底させること。

イ 万一、労災事故が発生した場合、速やかに所定の手続をとることとし、いわゆる「労災隠し」は絶対行わないこと。

(2) 公衆への事故防止について

工事現場付近の住民、通行者等の安全対策、特に道路工事現場の掘削後の処理（バリケード、赤色灯、防護ネット等の設置）、埋め戻し後の復旧状況、危険な工事に対するフェンス等の設置に関して万全を期してください。

公衆事故の発生は、公共工事への信頼を失わせるとともにその後の処理に多大な時間と労力・費用を要することとなります。安全対策の不備による事故が生じた場合は、指名停止等の措置をと

ることもありますので、現場の安全管理には十分配慮し、常時確認をするよう願います。

なお、工事の着手に当たっては、請負人として必要な安全措置のほか、付近住民や通行者等の理解と協力を得るようにしてください。

#### (3) 工事関係車両による交通事故等の根絶

建設工事現場に出入りする工事関係車両については、始業時の点検整備、悪質違反運転者の排除、適正な運送業者の使用、過積載の禁止を徹底し、労働者の移動及び資機材の運搬等に当たって、下請負業者も含め交通関係法令を遵守するよう措置し、事故の防止に努めてください。

また、資材運搬業務契約や交通誘導業務契約における代金の設定については、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から、安全性等を考慮した合理的なものとしてください。

#### (4) 任意保険等の加入

万一の事故に備えて、請負人は、法定外の労災保険に加入するよう配慮すること。特に設計図書等において「法定外の労災保険に加入するよう努めること」と記載がある工事については、積算の上で保険料分も計上されているので、加入に努めること。また、第三者に対する損害賠償責任保険等に加入するよう配慮してください。

※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年度法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する保証に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、国や北海道では、法定外の労災保険の付保を要件化しています。

#### (5) 事故等の発生報告について

次の各号に該当する事故等が発生した場合は、「労災事故等の発生について（報告）」により、工事監督員等を経由して水道事

業管理者に早急に報告してください。

ア 工事現場等に災害その他異常な事態が発生したとき。

イ 労働安全衛生規則第97条に規定する労働者死傷病報告を提出すべきもののうち、休業の日数が4日以上となる見込みの  
労災事故

ウ 公衆に死亡又は負傷者を生じさせた事故

エ 工事関係車両による社会的影響があると認められる交通事故等

#### (6) 工事対応連絡簿の提出

建設現場における連絡体制を確立しておくとともに、緊急の場合の連絡、対応措置が速やかにできる現場責任者等の電話番号等を「工事対応連絡簿」に記載し、契約時に工事担当課に提出してください。

その他工事監督員とは常に連絡を密にしてください。

### 3 雇用・労働条件の改善

建設業においては、労働条件や福利厚生等が他の産業に比べて大きく立ち遅れているのが現状であり、公共工事の受注者として今後積極的な改善を図っていくことが必要で、労働者福祉等の向上を図るため、次のことに留意してください。

#### (1) 「建設産業における生産システム合理化指針」について

建設業者のとるべき措置については「建設産業における生産システム合理化指針」に記載されていますが、特に季節労働者等の賃金については適正な賃金基準を維持し、支払の遅延及び不払いが起こらないよう下請負業者への指導も含めて十分配慮すること。

#### (2) 雇入通知書の交付について

季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。

#### (3) 公共工事設計労務単価を参考とした労務単価の取扱いについて

下請契約等における代金の設定に当たり「公共工事設計労務単価」を参考とした適切な労務費を設定して、少なくともその90%

を下回ることにならないように努めること。また、この単価は所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定されたものであるため、所定労働時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費・一般管理費等の諸経費は含まれていないので、それらの別途計上を忘れないよう注意すること（別紙、公共工事設計労務単価（基準額）に、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費等の事業主負担額等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を下段に括弧書きで示している。）。

#### (4) 社会保険等の加入について

請負人は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）及び労働者災害補償保険の保険料の適正な納付に努めること。

国土交通省や北海道の発注工事においては、原則として社会保険等未加入業者を下請人としてはならないとされ、下請契約から排除することとされており、このような公共工事を取り巻く状況を踏まえて、局においても令和元年 10 月 1 日以降に公告した工事から、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止とした。

建設業法においても、令和 2 年 10 月 1 日から社会保険等の加入が要件化されたところである。社会保険等の未加入業者を下請人とする場合は、加入するよう指導すること。

#### (5) 労働者賃金等の実態調査について

公契約に関する施策を総合的に推進する取組の一環として、令和元年度から本市契約課発注工事に従事する労働者の賃金等について実態調査を行い、結果については本市のホームページで公表してきました。

令和 8 年度は、調査を行いませんが、引き続き公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保に努めてください。

## 4 労働時間の短縮

「労働基準法」の改正により、平成 9 年 4 月 1 日から法定労働時間が 1 週 40 時間（1 日 8 時間）となっていますので、各事業場において改善に努めてください。

なお、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、働き方関連法）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることでできない時間外労働の上限について法律で定めただけで、違反について罰則を科すこととされていることから、労働者の長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に向けた取組を進めるようにしてください。

年次有給休暇の付与日数は最低が勤続6か月で10日となっています。また、特に季節労働者については、継続する就労日数が3か月以上4か月未満の者は3日程度、4か月以上6か月未満の者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。

また、事業主は、働き方関連法に基づき、10日以上年次有給休暇があるすべての労働者について、労働者の申し出の有無に関係なく毎年5日間、時季を指定して年次有給休暇を与えなければなりませんので、雇用者の年次有給休暇の取得義務について、留意してください。

これらの措置は労働者の福祉の向上につながると同時に建設工事の安全衛生対策上極めて重要なことであり、公共工事にあつてはこの労働時間の短縮は予定価格算定上考慮されているので、その遵守を図るようにしてください。

## 5 建設業退職金 共済制度への加入 促進

建設業退職金共済制度は、建設現場労働者が事業主を変えて働く場合、各事業主の雇用した期間を全て通算して退職金が支払われる制度です。建設労働者の福祉の増進を図り、もって建設業の健全な発展に資するため、関係機関からこの制度の普及・徹底が要請されているところです。局発注工事の請負人は、次の事項を遵守してください。

(1) 局が発注する工事については、工事費の中に共済証紙の購入経費を含んで積算しているので、請負人は専門工事業者（下請）が使用する共済証紙もまとめて購入し、必要数量を交付するとともに、共済証紙貼付を確認すること。

(2) 請負人が建設業退職金共済制度に加入していない専門工事業

者等と下請契約を締結する場合は、加入するよう指導を徹底するなどして、建設業退職金共済制度の普及に努めること。

(3) 事業主は新たに雇用した労働者が退職金共済手帳を所持していない場合は、速やかに退職金共済手帳の交付手続をとること。

(4) 他の退職金制度に加入していて、建設業退職金共済制度には加入していない事業主が、退職金共済手帳を所持している労働者を雇用したときは、共済証紙の貼付が継続的に行われるよう建設業退職金共済組合に加入すること。

(5) 事業主は、雇用する労働者の退職金共済手帳に定期的に（少なくとも月1回）その雇用した日数分の共済証紙を貼付すること。

この場合、1日の労働時間が8時間を超えたときは、超えた部分につき8時間を単位として1日分を加算すること。また、それが深夜作業で翌日に4時間以上繰り込んだときは、8時間に満たなくとも1日分を加算して貼付すること。

(6) 退職金共済手帳は、労働者が保管していることが原則であるが、便宜的に使用者が雇用期間中保管する場合は定期的に（少なくとも月1回）労働者に確認させること。

(7) 労働者が他の職場に移動するときは、退職金共済手帳を必ず労働者に返還すること。

(8) 工事現場には共済組合交付の「建設業退職金制度適用事業主工事現場標識(シール)」（建退共加入業者）と、市所定の「建設業退職金共済制度に加入されている皆様へ！」の標識(請負人が作成)を掲示すること。

## 6 技術者の届出

建設業法では建設工事を施工する建設業者は、全て主任技術者又は監理技術者を置かなければならないと定めています。各専門工事が組み合わさって発注された建設工事にあっては、これら主任技術者又は監理技術者のほかに専門工事に係る技術者を置かなければなりません。

局建設工事請負契約約款第10条では、これらの技術者の通知を請負人に義務付けておりますが、複数の組み合わさった工事を請負

人が自ら施工する場合で専門技術者の届出がない場合は、主任技術者又は監理技術者がその資格を有しているか確認する必要があります。特に一式工事において、各専門工事又は附帯工事に係る技術者がいない場合は、当該建設工事に係る許可を受けた建設業者に下請けさせる必要があるので、この点留意してください。

契約に基づく技術者の通知は、元請負人に係るものを求めています。しかし、重層的な下請関係がある場合には、建設業法では、各下請負人についても主任技術者の設置が義務付けられていますので、この点も把握しておくことが必要です。

また、工事によっては工事毎に専任の主任技術者又は監理技術者を設置しなければならないこともありますので、十分留意してください。

#### 7 一括下請負の禁止

局では建設工事請負契約約款第6条で、工事の全部又はその主たる部分の一括下請負を全面禁止しています。

また、一括下請負の禁止は元請負人によるものだけでなく、重層的な下請関係にあるもの全てに関して及ぶものであり、このようなことがないように十分注意してください。

#### 8 下請負契約の適正化等

下請負契約の適正化については、国土交通省で定めた「建設産業における生産システム合理化指針」によるところですが、国土交通省では、さらに建設業界への指導の一環として「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」を通知しており、次のことに留意してください。

##### (1) 下請契約の締結について

元請負人は、後日紛争が起こることのないよう建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む下請契約を締結すること。

また、下請工事の見積りに当たっては、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、下請負人との協議において、これを尊重すること。

(2) 前払金の支払について

下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮を行うこと。

前払金等は現金でなされることから、下請負人に対して相応する額を速やかに現金で前払いするよう十分配慮すること。

(3) 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とすること。

なお、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を労務費相当分を充たした上で、少なくともその割合が20%を下回ることはないように設定するとともに、支払代金に占める現金比率を高めることに留意すること。また、支払に手形を使用する場合（前金払、部分払を含む。）には、手形期間を90日以内のできる限り短い期間とするよう努めること。

(4) 下請工事の施工に係る紛争防止について

局では、下請工事の施工に係る紛争防止のため、特に建設工事請負契約約款第60条を規定しているので、この点十分留意すること。

(5) 法令遵守等について

元請負人と下請負人の関係に係る留意点について、国土交通省では「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、どのような行為が建設業法に違反することとなるかを具体的に示しているので、法令に違反することがないようにするとともに、当ガイドラインで示された事項のほか、適正な施工体制を確保するため、施工条件等について、双方十分に協議を行った上で、適正な下請契約の履行をすること。

(6) 地元業者の活用

地域経済の活性化及び地域の雇用環境の安定化に資するため、下請負人の選定に当たっては、市内業者を選定するよう努めること。

9 前払金の適正  
使用（中間前払  
金を含む。）

前払金については、建設工事請負契約約款第36条により、支払に充当できる経費が定められていますので、定められた経費以外に充当することのないよう注意し、下請負人に対する資材の購入や労働者の募集、その他当該工事の着手に必要な資金に十分配慮し、前払金を受けたときは、適切な資金管理で前払金を滞留させることのないように十分配慮してください。

10 建設業の許可  
に係る標識及び  
施工体制台帳の  
作成等

建設業法第40条では、建設業者はその店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに公衆の見やすい場所に、いわゆる「建設業の許可票」を掲げなければならないことになっています。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の規定により建設業者は施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、局に対し、施工体制台帳の写しを提出しなければならず、実際の工事現場の点検を局から求められた場合は、これを拒否できないことになっています。施工体制台帳には、健康保険等の加入状況を記載することになっていますので、下請負人の健康保険等の加入状況を把握するとともに、適用除外でないのかにかかわらず未加入の下請負人には加入するよう指導してください。

さらに、作業員名簿を施工体制台帳の一部として作成することとされるなどの改正が行われているので、添付漏れなどのないよう注意してください。

これと併せて、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を当該工事現場に掲げなければなりません。

局では、工事の適正な施工を確保する観点から、局発注の全ての建設工事について、施工体制台帳の写し及び施工体系図を提出していただきます。

なお、これらの標識及び施工体系図等は建設業法等により最低限求められるものであって、局が工事ごとに求める取扱いと異なる場合がありますので留意してください。

11 相談窓口の情報提供

労働条件に関する疑問や建設工事における元請・下請間等に関する請負契約上のトラブル等について、専門の相談員を配置した相談窓口が設置されています。これらの相談窓口について、建設工事現場で従事する全ての方に周知し、健全な施工体制の構築に努めてください。

<労働条件に関する相談窓口>

- (1) 旭川総合労働相談コーナー（厚生労働省北海道労働局）

電話：0166-99-4703

- (2) ハラスメント・労働相談コール（北海道）

電話：0120-81-6105

<建設業に関する相談窓口>

- (1) 駆け込みホットライン（国土交通省）

電話：0570-018-240

- (2) 建設業フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）

電話：0570-004-976

- (3) 建設ホットライン（北海道上川総合振興局）

電話：0166-46-5946

# 建設産業における生産システム合理化指針

平成3年2月6日  
建設省厚発第38号の2

## 第1 趣旨

建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能(発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を発揮してその管理監督を行う機能)と、直接施工機能(専門的技能を発揮して工事施工を担当する機能)とが、それぞれ相互に組み合わさって行う方式が基本となっている。

これらの機能を軸とした分業関係を基本とする建設生産システムの下、基幹産業としての活気に溢れた建設産業の実現を図るとともに、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産を確保するためには、すべての建設業者が技術と経営に優れた企業への成長を目指しつつ、その分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすことが不可欠である。

本指針は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものである。これは、建設生産システムの合理化を進める上での行政による指導の指針であり、建設業者の取組の指針となるべきものである。

## 第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。

また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期(工事着手の時期及び工事完成の時期)の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等の確かな経営管理を行いうる能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。

また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

ウ 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。

エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

### 第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。

また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。

イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。

ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

### 第4 適正な契約の締結

#### (1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。

また、消費税相当分を計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適切な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

#### (2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者(以下「注文者」という。)からその契約における受注者(以下「受注者」という。)に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

- ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。
- イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者(下請契約における注文者を除く。以下同じ。)からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。
- オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

## 第5 適切な施工体制の確立

### (1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

### (2) 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

### (3) 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、指定建設業監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

### (4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たすものであることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

この場合においては、少なくとも別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

## 第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

## 第7 遵守のための体制づくり

- (1) 建設業者は、その役職員に対する本指針の周知徹底に努めなければならない。特に、総合工事業者にあっては建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指針の第4及び第5の遵守についての指導に努めるものとする。
- (2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本指針の周知徹底に努めるとともに、本指針の遵守について団体としての取組の体制を確立するものとする。
- (3) 本指針に基づき、真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業者と専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。

## 別表1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。

- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

## 別表 2

### <雇用・労働条件の改善>

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

### <安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

### <福祉の充実>

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

<福利厚生施設の整備>

(12) 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。

(13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

(14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

(15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

(16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

(17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

(18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

## 令和8年度 公共工事設計労務単価

- 1 本単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、北海道における所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。  
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。  
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等)(参考値)

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位：円)

特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工
26,000 (38,400)	21,500 (31,800)	19,200 (28,400)	24,400 (36,000)	32,500 (48,000)	30,000 (44,300)	-	-	29,100 (43,000)
鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工
30,200 (44,600)	30,600 (45,200)	30,100 (44,500)	32,500 (48,000)	27,100 (40,000)	21,900 (32,300)	41,500 (61,300)	50,900 (75,200)	-
トンネル 特殊工	トンネル 作業員	トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員
46,600 (68,800)	34,400 (50,800)	46,900 (69,300)	35,500 (52,400)	39,300 (58,000)	46,500 (68,700)	29,900 (44,200)	33,500 (49,500)	27,500 (40,600)
潜水士	潜水 連絡員	潜水 送気員	山林 砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工
50,500 (74,600)	33,300 (49,200)	31,300 (46,200)	-	36,100 (53,300)	28,200 (41,700)	-	30,900 (45,600)	26,700 (39,400)
はつり工	防水工	板金工	タイル工	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工
31,400 (46,400)	33,300 (49,200)	31,200 (46,100)	26,600 (39,300)	29,700 (43,900)	-	28,600 (42,200)	27,600 (40,800)	28,200 (41,700)
ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B				
25,700 (38,000)	29,000 (42,800)	28,700 (42,400)	18,700 (27,600)	15,500 (22,900)				

※出典 国土交通省公表資料「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」より抜粋  
      は、前年度から変更があった箇所